

# 議 事 録

第 17 期名護市農業委員会  
第 23 回 総 会

令和 4 年 7 月 27 日 (水)

名護市農業委員会 第23回総会

開催日時 令和4年7月27日(水) 午前10時00分～11時00分

開催場所 名護市21世紀の森体育館 第1・2会議室

出席委員(農業委員)

1番	川上 達也	○	2番	岸本 信子	○	3番	名城 政幸	○
4番	野原 朝行	○	5番	仲村 正司	◎	6番	前川 好男	◎
7番	伊波 實	○	8番	具志堅 安盛	○	9番	宮城 政喜	○
10番	比嘉 晴	○	11番	比嘉 清隆	○	12番	仲原 由香里	○

(農地利用最適化推進委員)

13番	塩浜 康允	○	14番	比嘉 勲	○	15番	宮里 強	×
16番	山城 秀樹	○	17番	呉屋 信竹	○	18番	伊波 興助	×
19番	平 智昭	○	20番	宮城 直人	○	21番	上間 光成	○
22番	玉城 司	○	23番	宮城 二郎	◎	24番	野原 三喜郎	○
25番	比嘉 政昭	×						

議事録署名人 ※上記表内の「◎」

書記 名護市農業委員会事務局

議案 第135号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
 第136号 農地転用事業計画変更承認申請について  
 第137号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について  
 第138号 農用地利用集積計画の意見決定について  
 第139号 非農地証明願いについて  
 第140号 農地利用状況調査及び世帯状況調査の実施について  
 報告 農地法第5条許可の取下げ願いについて

(開会)

議長                   これより総会を進めさせていただきます。本日の議事録署名人は5番、6番の委員を指名しますので、よろしくお願ひします。また、書記には、事務局職員を指名いたします。

では、これより「第23回名護市農業委員会総会」を始めます。

(議案第135号 農地法第3条の規定による許可申請について)

事務局               整理番号1番 農用内、面積 872 m<sup>2</sup>(2筆合計)。規模拡大のための有償移転。従事者2名、主従事日数200日。計画作物はサトウキビ。

整理番号2番 農用外1筆、農用内1筆、面積 3,363 m<sup>2</sup>(2筆合計)。新規就農のための使用貸借。従事者2名、主従事日数250日。計画作物はサトウキビ、葉野菜。

整理番号3番 農用内、面積 2,557 m<sup>2</sup>(3筆合計)。新規就農のための無償移転。従事者2名、主従事日数250日。計画作物はシークワサー、カボチャ。

整理番号4番 農用内、面積 1,505 m<sup>2</sup>。規模拡大のための有償移転。従事者2名、主従事日数200日。計画作物はサトウキビ。

整理番号5番 農振外、面積 7.75 m<sup>2</sup>。規模拡大のための無償移転。従事者3名、主従事日数250日。計画作物はサトウキビとなっております。

整理番号6番 農振外、面積 314 m<sup>2</sup>。規模拡大のための無償移転。従事者3名、主従事日数は250日。予定作物はサトウキビ。

議長                   事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員                   異議なし。

(第136号 農地転用事業計画変更承認申請について)

事務局               整理番号1番 農用外、面積 991 m<sup>2</sup>のうち 612 m<sup>2</sup>。当初転用計画は、貸資材置場・展示場。土地を有効活用するための建売住宅及び自社倉庫としての申請。農地区分は、第2種農地(その他)、一団農地は 0.2 ha となっております。農地法5条整理番号4番と同時申請となっております。

事務局 整理番号 2 番 農用外、面積 991 m<sup>2</sup>のうち 377 m<sup>2</sup>。当初転用計画は、貸資材置場・展示場。土地を有効活用するための個人住宅の申請。農地区分は、第 2 種農地(その他)、一団農地は 0.2 haとなっております。農地法 5 条整理番号 5 番と同時申請となっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし

**(第 137 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について)**

事務局 整理番号 1 番 農振外、面積 238 m<sup>2</sup>。家庭菜園での所有権移転。農地区分は第 3 種農地(第 1 種中高層住宅専用地域)となっております。

整理番号 2 番 農用外、面積 417 m<sup>2</sup>。駐車場での所有権移転。農地区分は、第 2 種農地(市街地近接)、一団農地は 0.8 haとなっております。

整理番号 3 番 農用外、面積 4,986 m<sup>2</sup>のうち 2,546 m<sup>2</sup>。一般住宅での所有権移転。農地区分は第 2 種農地(その他)、一団農地は 4.2 haとなっております。

整理番号 4 番 農用外、面積 991 m<sup>2</sup>のうち 612 m<sup>2</sup>。建売住宅及び自社倉庫としての所有権移転。農地区分は、第 2 種農地(その他)、一団農地は 0.2 haとなっております。事業計画変更整理番号 1 番と同時申請となっております。

整理番号 5 番 農用外、面積 991 m<sup>2</sup>のうち 377 m<sup>2</sup>。個人住宅での所有権移転。農地区分は、第 2 種農地(その他)、一団農地は 0.2 haとなっております。事業計画変更整理番号 2 番と同時申請となっております。

整理番号 6 番 農用外、面積 828 m<sup>2</sup>。建売住宅での所有権移転。農地区分は第 1 種農地(10 戸連たん)となっております。

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議無し。

(第 138 号 農用地利用集積計画の意見決定について)

事務局 令和 4 年 7 月 25 日付けで名護市長から名護市農業委員会あてに農用地利用集積計画の決定についての依頼があります。利用権設定者は、譲渡人 5 名。譲受人 5 名。設定筆数 6 筆、面積 8,071 m<sup>2</sup>。内 賃借権 2 筆、使用貸借権 4 筆となっています。

整理番号 1 番 3 年の賃借権。予定作物は野菜。稼働日数は 250 日

整理番号 2 番 5 年 6 ヶ月の賃借権。予定作物は野菜。稼働日数は 250 日

整理番号 3 番 3 年の使用貸借権。予定作物は観葉植物。稼働日数は 150 日

整理番号 4 番～5 番 3 年の使用貸借権。予定作物はバナナ。稼働日数は 250 日

整理番号 6 番 10 年の使用貸借権。予定作物はみかん。稼働日数は 250 日

議長 事務局から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、可決としてもよろしいですか。

委員 異議なし。

(第 139 号 非農地証明願について)

調査員 整理番号 1 番 農用内、面積 3,133 m<sup>2</sup>(5 筆合計)。当該地は 20 年以上農地として耕作されていない土地であり、農地としての利用は困難である為、証明相当と判断する。

整理番号 2 番 農用外、面積 1,207 m<sup>2</sup>。当該地は 20 年以上前から山林の真下であり雨が降ると周囲の山から水が流れ込み氾濫するため、農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

整理番号 3 番 農用外、面積 36 m<sup>2</sup>。当該地は県道工事によって分断された土地の残地であり、周囲はお墓になっている為、農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

調査員 整理番号4番 農用外、面積49㎡。当該地は県道工事によって分断された土地の残地であり、周囲はお墓になっている為、農地としての利用は困難であり、証明相当と判断する。

整理番号5番 農振外、面積11㎡。当該地は小面積の土地となっており、農地としての利用は困難であるため、証明相当と判断する。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、可決としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

#### (第140号 農地利用状況調査及び世帯状況調査の実施について)

事務局 農業委員会は毎年1回農地の利用状況調査を実施しております(農地法第30条第一項に定められる)。内容としましては地域の農地利用の確認、遊休農地の実態把握、違反転用の発生防止と早期発見となっております。

議長 調査員から説明のある当該案件について質疑はございませんか。質疑が無いようなので、当該案件について、終了としてもよろしいでしょうか。

委員 異議なし。

#### (報告 農地法第5条の取り下げ願いについて)

事務局 整理番号1番 農用外、面積991㎡。事業者の変更に伴う取下げ。

(閉会)

議長 以上で本日の議案はすべて終了しました。これをもちまして、第 23 回名護市農業委員会総会を閉会します。

上記については、名護市農業委員会会議規則第 32 条第 3 項の規定により署名押印する。

名護市農業委員会 議長(会長) 川上 達也 印

署名委員 仲村 正司 印

署名委員 前川 好男 印